

「競争ルールの検証に関するWG」

事業者ヒアリングご説明資料

2020年6月30日



一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

- (1) 改正電気通信事業法の中古市場への影響**
- (2) 新型コロナウイルス感染症の中古市場への影響**
- (3) SIMロック解除について**
- (4) 業界としてのこれまでの取組状況報告**
- (5) モバイル市場の課題**

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン



●概要：

リユースモバイル端末市場の健全な発展と消費者保護を目的として、「リユースモバイル・ジャパン（RMJ）」を設立、4月7日に一般社団法人化しています。

●設立：2017年3月14日

●理念

リユースモバイル通信端末市場の発展により、多様で低廉な通信サービスが安心して安全に消費者に提供される社会の形成を目指す。

●ビジョン

リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および消費者保護を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を行うことを目的とする。

●事業内容

- (1) リユースモバイル事業者の認証
- (2) リユースモバイル通信端末に関する事業の認知度向上を目指す広報・啓蒙活動
- (3) リユースモバイル通信端末事業者における古物営業法等の法令順守のための活動
- (4) リユースモバイル通信端末事業に係る関連省庁との連携
- (5) 関連事業者(キャリア・メーカー・MVNO事業者等)および業界団体との連携
- (6) リユースモバイル通信端末事業の健全な発展に関する政策提言
- (7) 優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成
(データ管理・不正端末流通防止等に関するガイドライン策定等)
- (8) 会員相互の連絡と共通する課題の共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

●理事

- 理事長 粟津浜一 株式会社携帯市場
- 副理事長 堀内康隆 ブックオフコーポレーション株式会社
- 理事：
 - 有馬知英 日本テレホン株式会社
 - 杉研也 株式会社パシフィックネット
 - 中阿地信介 株式会社ソフマップ
 - 田中開新 株式会社イオシス
 - 執行達也 エコケー株式会社
- 監事 宮坂浩一 株式会社クリエージェンシー

●会員企業紹介

➢ 正会員企業：15社

株式会社携帯市場	ブックオフコーポレーション株式会社
日本テレホン株式会社	株式会社パシフィックネット
株式会社ソフマップ	株式会社イオシス
株式会社クリエージェンシー	エコケー株式会社
株式会社ゲオ	株式会社TSUTAYA
BrightstarJapan株式会社	インバースネット株式会社
日本エンタープライズ株式会社	リーテック株式会社
パステック株式会社	

➢ 賛助会員企業：12社

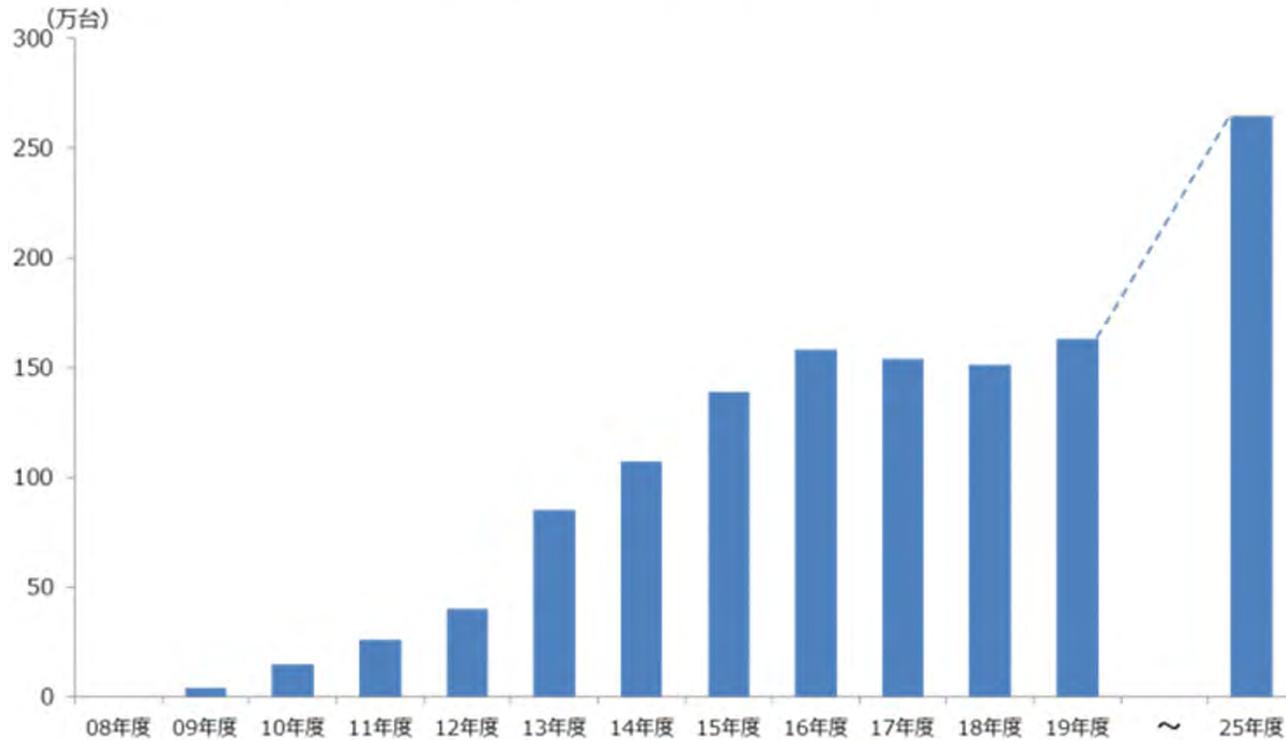
ブランコ株式会社	ムーバブルトレードネットワークス株式会社
株式会社ブレイバー	一般社団法人携帯端末登録修理協議会
株式会社RBJ	株式会社Warranty technology
株式会社ウルトラエクス	株式会社ブルインターナショナル
他4社	

合計27社 2020年6月現在（順不同）

(1) 改正電気通信事業法の中古市場への影響

新品スマートフォン出荷台数（2019年11月発表のMM総研調べ）を100%とした場合の、中古スマートフォン比率を見ると、2015年度から2018年度は5%前後で推移しているが、2019年度には5.9%となる見通し。2020年度以降は上昇傾向となり2025年度には9.8%まで拡大と予測。

【中古スマートフォン販売台数の推移・予測】



MM総研総評より

今回の推計結果では、2017年度 154万台、2018年度 151万台となり、2016年度の158万台より2年連続でのマイナス減少となった。その要因は大手キャリアによる下取り販売施策の強化が影響し、中古販売事業者への流通台数が減少したため。しかし、2019年度には163万台（前年度比7.9%増）と過去最高となる見通しである。電気通信事業法改正の影響や中古利用と親和性の高いSIMフリー端末の流通量が増加したことがV字回復に寄与した。

2020年度以降の中古スマートフォン市場は微増トレンドとなり、2025年度には265万台に拡大と予測。

今後は微増傾向と予測する中古スマートフォン市場ではあるが、更なる拡大に向けては

- ①全国規模で店舗網を保有する事業者の参入
 - ②大手キャリアやMVNOによる本格的な取扱い
- がポイントになる予想

【中古スマートフォンの定義】

下記条件を満たすスマートフォン販売台数

- ①一度他人が購入した端末であり、店舗やインターネットを介した売買により取引される端末
- ②有償・無償を問わず家族・友人・知人間での取引は含まない
- ③キャリアモデル、SIMフリーを含む
- ④国内で売買される端末のみを含む（海外からの輸入端末等は含まない）

■ ユーザー調査概要

【調査方法】 WEBアンケート調査（プレ調査：24,604件／本調査：1,587件）
 【調査時期】 2020年2月

出典：MM総研「中古スマートフォン市場規模の推移・予測（2020年3月）」

リユースモバイル端末市場

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン会員企業統計データ (2020年3月時点)

1.RMJ正会員企業の総店舗数

1,700 店舗

※RMJ正会員企業12社による20年3月末時点のリユースモバイル端末の買取と販売を共に行うリアル店舗数

2.RMJ正会員企業による年間売上高

約 **251** 億円



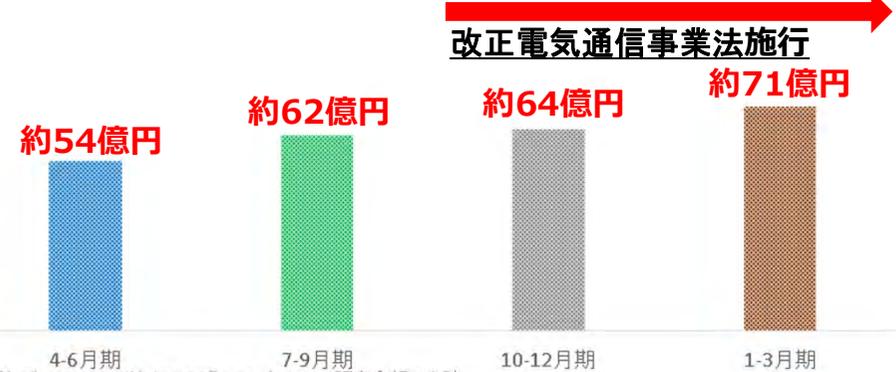
3.RMJ正会員企業による年間販売台数

約 **153** 万台



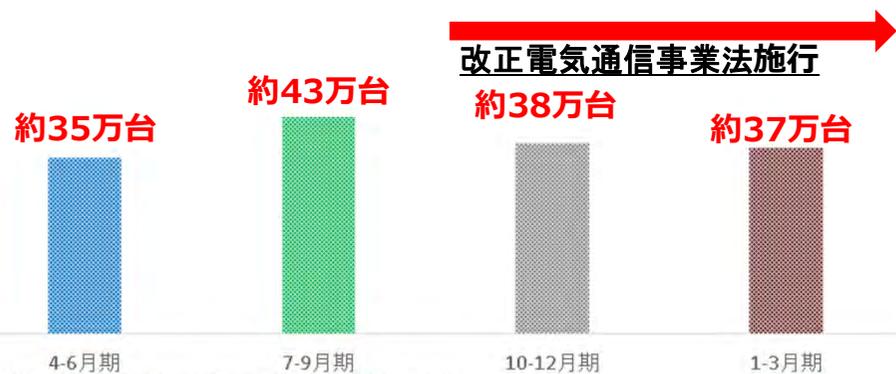
※対象期間：2019年4月～2020年3月
 ※OSを問わず、リユース、リサイクル対象端末スマートフォンの販売金額・販売台数の合計
 ※国内外、BtoB、BtoCを問わない
 ※RMJ正会員企業12社のデータを集計

RMJ正会員企業による4半期合計売上高



※ OSを問わず、リユース、リサイクル対象スマートフォンの販売金額の合計
 ※ 販売総額は国内外、BtoB、BtoC問わない
 ※ RMJ正会員企業12社のデータを集計

RMJ正会員企業による4半期合計販売台数

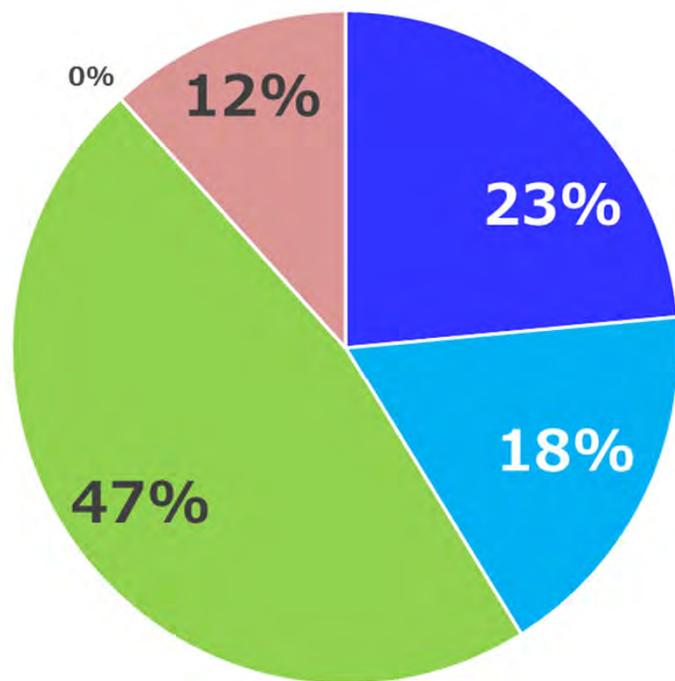


※ OSを問わず、リユース、リサイクル対象スマートフォンの販売台数の合計
 ※ 販売総額は国内外、BtoB、BtoC問わない
 ※ RMJ正会員企業12社のデータを集計

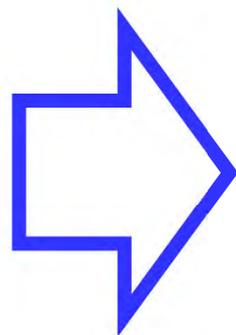
出典：RMJ 2019.03-.2020.04 統計データ (2020年6月)

改正電気通信事業法の施行(2019年10月)後の中古端末販売の状況について

会員からの報告では「減少」が12%に対し、「増加・微増」の回答が41%となった。



■ 増加 ■ 微増 ■ 影響なし ■ 微減 ■ 減少



増加・微増の回答が
41%

ポジティブな意見としては、10%~20%程度の販売台数増加がみられたとの意見があった。

- ・台数ベースで20%増加している
- ・1~2割程度は販売数の増加に繋がっている

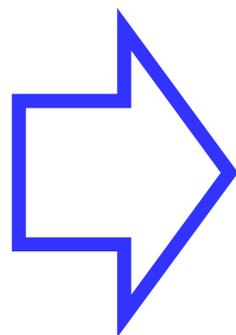
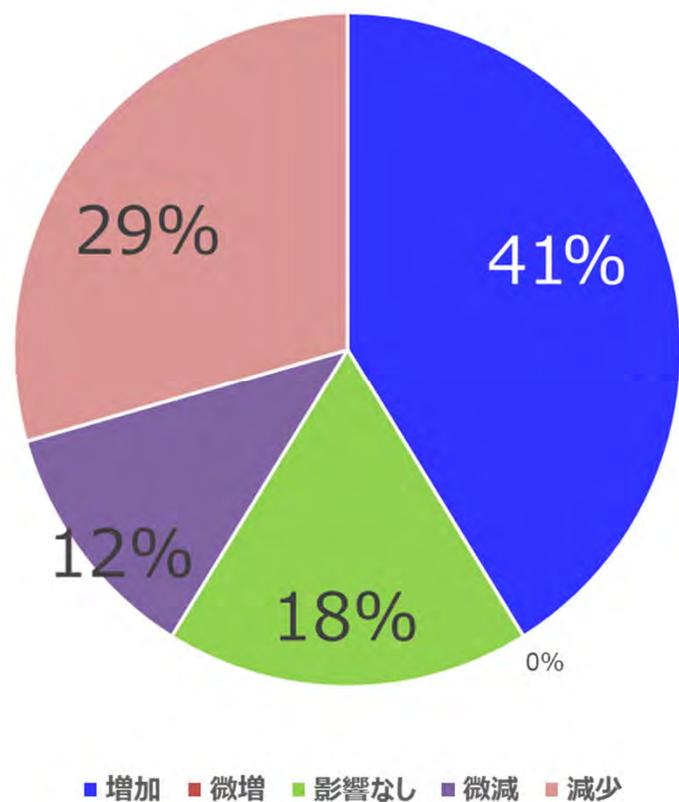
ネガティブな意見としては、消費者（ユーザー）が端末購入制度の仕組みを理解できていないことへの指摘があった。

- ・端末購入の仕組みを一般ユーザーが理解していない状況の中、制度を大きく変えたことは必ずしもプラスではなかった
- ・エンドユーザーが仕組みを理解できていないため、あまりプラスに働かなかった

正会員・賛助会員合わせて27社へヒアリングを実施し、回答のあった17社のうち販売事業者15社のデータを反映

(2) 新型コロナウイルス感染症の 中古市場への影響

回答があった会員からの報告では減少・微減が41%に対し、増加・影響なしの回答が59%となった。



増加・影響なしの回答が
59%

ポジティブな意見としては、テレワーク需要による販売台数急進がみられたとの意見があった。

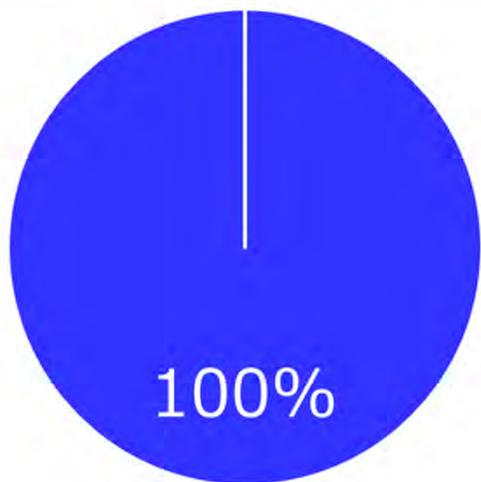
- ・台数ベースで30%伸びている
- ・在宅需要によりタブレットは販売増、この期間でありながらも前年を上回った
- ・コロナによるテレワーク需要の増加によりタブレット関係の販売数が急激に伸びた

ネガティブな意見としては、実店舗での販売において時短営業や休業等により販売台数減少がみられた。

- ・時短営業により若干の影響あり
- ・BtoC特に実店舗をかまえている法人の売上が下がっている状況でBtoBの売り上げも下がっている状況

正会員・賛助会員合わせて27社へヒアリングを実施し、回答のあった17のうち販売事業者15社のデータを反映

業態により対応方法は異なる部分もあるが、回答企業全てが対策を実施



■ 対策を行っている ■ 対策を行っていない

回答企業全てが対策を実施

100%

対策回答例

- ✓ 時短営業・時差出勤
- ✓ 期間休業
- ✓ テレワーク・リモートワーク導入・推進
- ✓ 検温の実施・消毒液の設置
- ✓ マスク配備・着用推進
- ✓ ソーシャルディスタンス対策
- ✓ ローテーション勤務
- ✓ ビニールシート設置（レジ周り）
- ✓ 訪問・来社の禁止
- ✓ 会議室利用制限

新型コロナウイルス感染症への会員企業対策事例

ソフマップ事例

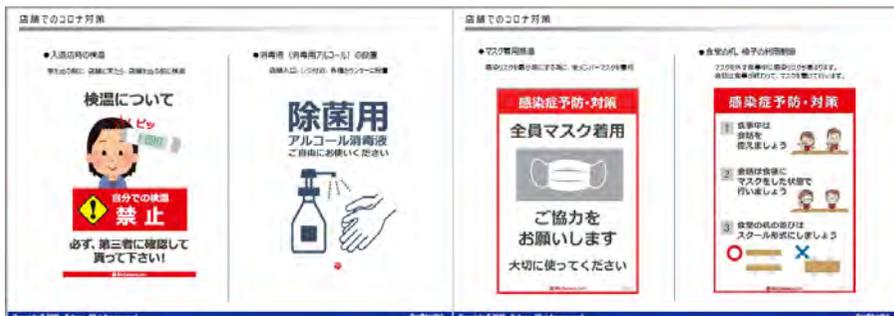
お客様へのご案内

●ソーシャルディスタンスの取り組み

ビックカメラでの取り組みを見える形でお知らせしています。



従業員向け指導・注意喚起



日本テレホン事例

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み

日本テレホン 株式会社
NIPPON TELEPHONE INC.

◆ 2月18日に新型コロナウイルス対策緊急チームを社内発足させ、感染防止策と生活支援策を実施

◆ 感染防止策

【店舗来店顧客向けの取り組み】

- 入口および受付カウンター全席にアルコール消毒液を設置（全店舗）
- 受付カウンター全席にアクリル板を設置し、飛沫感染を予防（全店舗）
- 来店顧客へマスク着用を推奨、座席間隔を空けてソーシャルディスタンスに対応
- お子様連れ家族層にキッズ用マスクを無償提供し、子供への感染予防を徹底

【全従業員向けの取り組み】

- 全従業員共通
 - 新型コロナウイルス対応の危機管理マニュアルを策定し、全従業員に配信
 - マスクとアルコール消毒液を調達し全従業員に配布
 - 携帯用アルコールスプレーを配布し、外出移動時の消毒を徹底
- 店舗勤務従業員
 - A・Bグループ制出勤シフトを導入して感染者発覚による営業休止を回避
- 本社勤務従業員
 - テレワークと交代勤務によるクラスター対策を実施（4月～5月）
 - 時短勤務と時差出勤を併用し、通勤時間帯の感染リスク回避策を実施（6月）

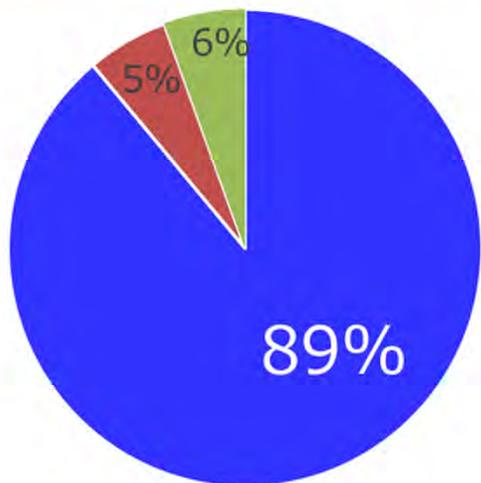
◆ 生活支援策

- 生活支援としてコロナウイルス対応一時金を全従業員に支給
- 全従業員を対象に社内融資制度を策定し、時短による収入減への生活支援策を実施

(3) SIMロック解除について

SIMロック解除による中古端末の流通促進影響等

流通促進につながるとの回答が89%と大勢を占めた



■ 流通促進につながる ■ 流通促進につながらない ■ わからない

流通促進につながるが

89%

SIMロックに対する考え

- ✓ ロック解除により消費者の選択肢増加
- ✓ そもそも相変わらずSIMロックが掛かる状態が疑問
- ✓ フルMVNOを利用するにはSIMロック解除が必要
- ✓ 消費者が知らないため、損をしている
- ✓ 縛りがなくなり、競争環境が正常化する

流通促進への課題

- ✓ 手続きがわかりにくいいため認知度や促進に影響がある
- ✓ 各キャリアにて共通の方法や大口対応を検討して欲しい
- ✓ ロック品の状態確認を誰もが円滑に行える方法の提供
- ✓ 解除や確認手続きの代行等を委託できるような関係構築
- ✓ 対応Bandや検証情報の共通化・情報開示体制整備等

(4) 業界としてのこれまでの取組状況報告

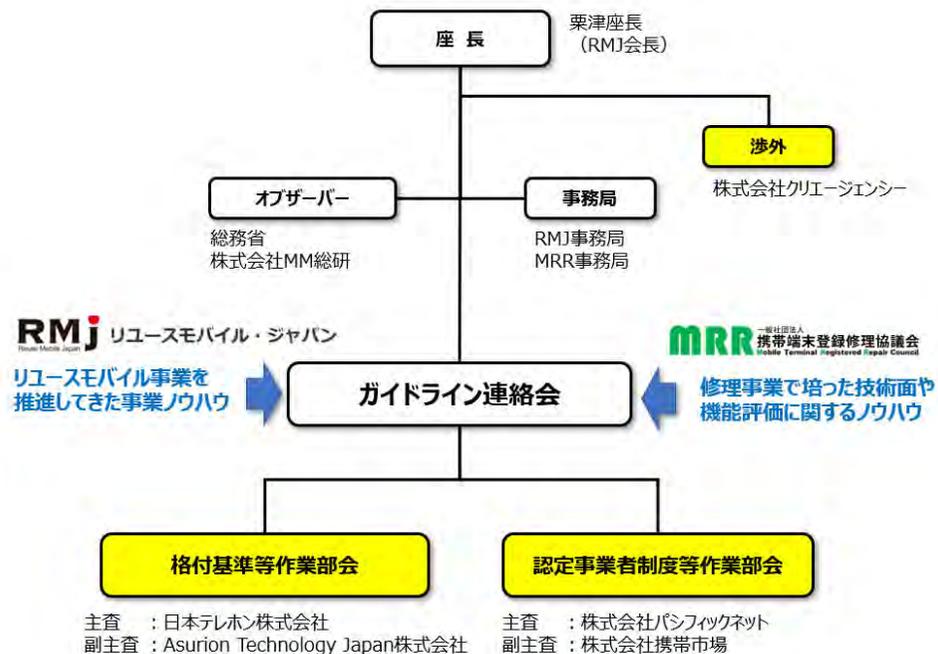
リユースモバイル関連ガイドライン検討会の概要

リユースモバイル関連ガイドライン検討会は、2018年7月にリユースモバイル・ジャパン（RMJ）及び一般社団法人携帯端末登録修理協議会（MRR）内の理事企業を中心とした有志企業により、安心して安全なリユースモバイル市場の発展に資することを目的として立ち上げられました。

2019年3月に格付けや利用者情報消去などを内容とするガイドラインを策定し、同年11月にガイドラインの改訂版を発表いたしました。

推進体制

リユースモバイル関連ガイドライン検討会



参加企業と役割

区分	企業名	ガイドライン検討会	格付基準作業部会	認証制度作業部会
RMJ	代表 株式会社携帯市場	座長	-	副主査
	副代表 株式会社グオ	構成員	構成員	構成員
	副代表 ブックオフコーポレーション株式会社	構成員	-	構成員
	理事 日本テレホン株式会社	構成員	主査	構成員
	理事 株式会社クリエイションシー	渉外・構成員	-	構成員
	理事 株式会社バシフィックネット	構成員	-	主査
	理事 エコケー株式会社	構成員	-	構成員
	理事 株式会社ソフマップ	構成員	構成員	構成員
	理事 株式会社イオシス	構成員	構成員	構成員
	正会員 Brightstar Japan株式会社	-	構成員	-
MRR	理事長 株式会社ギア	構成員	-	-
	理事 Asurion Technology Japan株式会社	構成員	副主査	-
	理事 西菱電機株式会社	構成員	構成員	-
	理事 モバイルケアテクノロジーズ株式会社	構成員	構成員	-
	理事 コウソソリューションズ株式会社	構成員	-	-
	会員 リーテック株式会社	-	構成員	-
	会員 株式会社デジフォース	-	構成員	-
	会員 株式会社日本アシスト	-	構成員	-

オブザーバー：総務省 株式会社MM総研

事務局サポート：リユースモバイル・ジャパン 事務局
一般社団法人携帯端末登録修理協議会 事務局

リユースモバイルガイドライン（初版）の概要

■リユースモバイルガイドライン（初版） 2019年3月策定

概要

ガイドライン策定骨子・策定に向けた視点

<骨子>
消費者・関連事業者にとって安心して安全なリユースモバイル端末取引市場の形成と発展に向けて「オペレーション・ガバナンス・コンプライアンス」を骨子としています。

<視点>
リユースモバイル事業者が消費者の不安を払拭し、安全に安心して利用できるリユースモバイルの流通を促進するために、消費者視点・事業者視点・モバイル業界特有の視点・リユースモバイル業界に関連する法令の視点から策定しています。

ガイドライン策定の主要ポイント

- リユースモバイルの格付基準を規定
- 端末内の利用者情報の処理方法を規定
- 法令遵守、取扱い等について規定

構成

ガイドラインでは、買取、検査・格付、販売の各業務フローの各段階に沿って整理し、それぞれ法令等に基づいて遵守しなければならない必須事項、本ガイドラインに従う場合に求められる要求事項、対応することが望ましい推奨事項を明確に示しています

	必須事項 法令に基づいて遵守が求められる事項	要求事項 本ガイドラインに従う場合に求められる事項	推奨事項 必須・要求項目とは異なる対応が望まれる事項
全般的に 関する 留意事項	関連する法律の説明とリユースモバイルビジネスにおける対応	社内体制の整備、事業活動の監査・モニタリング 人材教育等の必要性	情報管理・個人情報取扱い等に関する認証資格
業務内容 について	買取 ・古物営業法、個人情報保護法等に基づく確認事項 ・返品・不正品の排除等	買取時の安心安全評価の項目（不良端末でないことの確認） ・買取時の安心安全評価の項目（利用者情報の残存の確認）	root、不審なソフトウェア等の確認
	検査・格付 検査・格付については法的な義務がない	検査時の安心安全評価の項目 ・格付評価の項目 ・格付 ・利用者情報の確実な消去方法	端末のクリーニングを行うこと
	販売 ・個人情報保護法、古物営業法、特商法等に基づく情報表示	格付結果、評価結果の表示方法 外装について ・安心安全評価において、販売不可項目に該当するNGがあった場合は、販売しない	販売履歴の記録 ・オンライン販売時の商品写真の掲載

※検討すべき主要ポイント
 ...格付に関する評価
 ...個人情報に関する評価
 ...法令遵守に関する評価

フローと格付評価ポイント



販売時の表示や保証期間等の基準

評価基準の評価内容を明示

Rank	Rank Description	Warranty Period
S	未使用品 (新品同様の状態)	S・A・Bランクは、取引日より30日 (以上) の設定が望ましい
A	自立つばがなく非常にきれいな状態 (液晶への傷がなく外装の汚れが微細)	
B	細かな傷・薄いつばがあり、使用感がある状態 (液晶に薄い傷や、外装に微細な傷・汚れ等が多少見受けられる)	Cランクは、取引日より14日 (以上) の設定が望ましい
C	目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 (液晶が目立つ傷、複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ)	
J	目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破壊している状態 (液晶を含め全般的に傷や打痕や割れ等がある)	Jランクは部品取り用あるいは再資源化とすることが望ましいが、消費者向け、あるいは修理事業者等へ販売する場合は、保証の有無を明確に表示する、利用者情報が消去できない端末は販売しないことが求められる

概要補足 利用者情報の消去について

利用者情報の消去

利用者が安心してリユースモバイル端末を売買することができるよう、確実な利用者情報の消去のための措置を義務付け

データ消去について義務付け

➤ 初期化

買取時と検査時に実施（2回）

➤ 上書き消去

検査時に実施 上書き消去不可の機種は、買取時に買取依頼者に明示

➤ 第三者による確認

検査時に、消去を行った者以外の者が消去できているかを確認

注1) 非接触型ICカード情報は、買取依頼者しか消去できないため、買取時に買取依頼者に説明し、対応を促進
 注2) 上書き消去は、事業者用ソフトウェアを用いて行うものである。リユースモバイル関連事業者は、原則として、事業者用ソフトウェアでの上書き消去を実施しうる環境にあることが求められる。なお、端末の種類によっては、上書き消去ができないものや、オールリセット（初期化）で上書き消去が行われるものがある

注1) 非接触型ICカード情報に関する留意点

多くの端末に内蔵されている非接触型ICカードの情報は端末の所有者である買取依頼者自身でなければ、財布等の機能の残額移行の手続きができない。また端末機能の初期化（オールリセット）や上書き消去では、非接触型ICカード情報は消去できない。よって、買取依頼者が自ら使用していた携帯電話を買取事業者へ売却する場合、本人が事前に各種クレジットカード会社および金融機関へ申請を行い、その機能の移行や契約解除を行うよう買取依頼者に注意喚起を行うことが求められる。

注2) データ消去に関する留意点

OS、端末の種類等の違いについて、下記の通り留意すること。

スマートフォン I (Android)

その多くに対して上書き消去が有効である。しかし、一部の上書き消去に対応していない機種については、初期化（オールリセット）によりデータ消去処理を行う。

スマートフォン II (iOS)

iPhoneやiPad等のiOS端末においては、端末に内蔵されるデータは暗号化されているため、端末機能の初期化（オールリセット）を行うだけで強固なデータ消去処理となる。

フィーチャーフォン (ガラケー)

多くの端末において、上書き消去に対応していない領域が存在する場合や、上書き消去ソフトそのものに対応していない場合があるため、その消去処理は初期化（オールリセット）が基本となる。

その他（上記以外のOSや端末）

AndroidとiOS以外のOS（例としては、Windows Phone、Windows10、BlackBerryOS、Firefox OS等）、あるいはモバイルWi-Fiルータ等の多くの端末においては、上書き消去に対応していない領域が存在する場合や、上書き消去ソフトそのものに対応していない場合があるため、その消去処理は初期化（オールリセット）が基本となる。

参考：海外市場調査

アメリカ・EUにおける利用者情報に対する法令・ガイドライン等を調査



上書き消去は推奨していないが、リセットはガイドラインで定めている

アメリカには、リユースモバイル内のデータに関するガイドラインとして「R2」が存在する。R2内には「NIST」に示されるメーカーが用意したリセット機能実行で、別途データ消去システム利用を推奨していない。

R2 (Responsible Recycling/責任あるリサイクル) <https://www.electronicrecycling.org/2-checklist>

- ✓ EPA (米国環境保護庁) の指導のもと、電気・電子機器の再資源化・リサイクル促進を促進し、その影響を軽減する法的な義務を伴ったリサイクルガイドラインである。
- ✓ 米国において、中古品市場を拡大する「電子機器の再資源化」の取り組みが求められている。
- ✓ 最近のガイドラインは、データ消去と関連する。米国標準技術研究所(National Institute of Standards and Technology) のガイドライン第 800-53 に示された方法を適切に適用し、公開されている要件や非公開要件を要する必要がある。

※ NIST Special Publication 800-53 <https://www.nist.gov/SP800-53/> (日本語版) 検索を参照

電子機器の再資源化のガイドラインは、ハードウェアの製造から廃棄までのライフサイクルを通じて、環境と社会に責任ある製品を設計、製造、使用、廃棄することを奨励する。これは、製品のライフサイクル全体を通じて、環境と社会に責任ある製品を設計、製造、使用、廃棄することを奨励する。これは、製品のライフサイクル全体を通じて、環境と社会に責任ある製品を設計、製造、使用、廃棄することを奨励する。




データ消去への関心は高いが、上書き消去を推奨しているわけではない

EUでは、「GDPR」のため、個人情報に対しての意識が高い。消去システムを利用している業者もある。

GDPR (General Data Protection Regulation/EU一般データ保護規則) <https://gdpr.eu/>

- ✓ EU (欧州連合) における個人情報保護の枠組み。個人データを適切に処理し、個人データを保護する。
- ✓ 個人データを処理する場合は、企業は「Controller」として、個人データを処理する責任を負う必要がある。個人データを処理する場合は、個人データを適切に処理し、個人データを保護する。
- ✓ 個人データの処理は、個人データを適切に処理し、個人データを保護する。個人データを適切に処理し、個人データを保護する。
- ✓ GDPRにより個人データの取り扱いが厳格化され、上書き消去を推奨しているわけではない。

海外では、個人情報に対しての意識は高く、利用者データの扱いに対しては、端末が備えるリセット機能を実行して初期化することを推奨している。

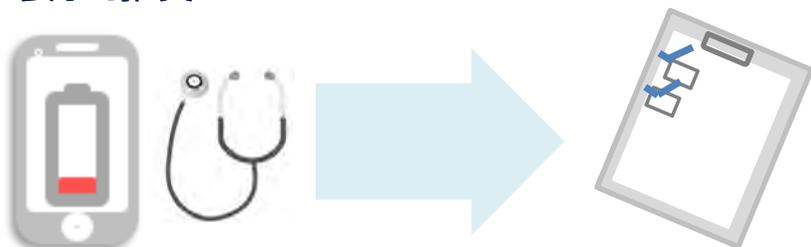
諸外国より強固な消去方法(上書き消去)を利用者情報の処理方法として規定

比較項目	リユースモバイルガイドライン	主要な諸外国事例 (アメリカ・EU)
データ初期化 (工場出荷状態に戻す)	必ず行う	必ず行う
上書き消去処理	原則として、上書き消去による、 より強固な消去処理を施す	特に推奨されていない
消去システム環境	原則として、 適正な事業者用ソフトを具備し、それによる上書き消去を実施し得る環境にある	事業者による任意
第三者チェック	データ消去処理完了後、 第三者により、データ消去が適正になされ、データが確実に消去されていることの確認を行う	特に推奨されていない 事業者により任意

主な改版ポイント

1. バッテリー状態の確認と評価結果の表示を推奨

- ・バッテリー状態の確認を推奨
- ・結果の表示を推奨



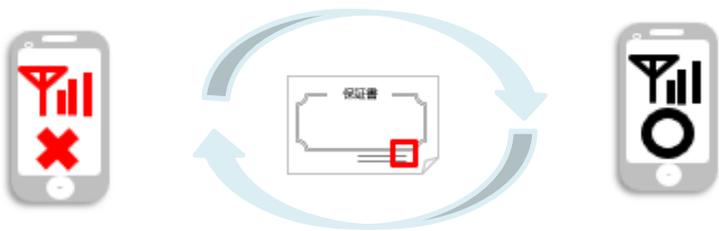
3. リファビッシュ品の概要を解説するとともに、メーカーによる保証の確認・表示などを推奨

- ・リファビッシュ品に対するメーカ保証の有無等について中古端末取扱事業者が確認することを推奨
- ・表示すべき事項（メーカ保証の有無等）等を明示



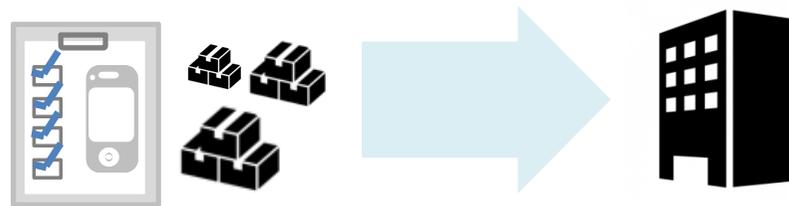
2. ネットワーク利用制限に対して、動作保証とは別に保証をつけることを推奨

販売後の不払等によるネットワーク利用制限についての保証を、動作保証とは別につけることを推奨



4. 事業者間取引用に11段階の基準を策定

- ・事業者間取引用の詳細な格付基準を整備（5段階→11段階へ）
- ・当該基準による格付結果表示の推奨



ガイドライン（初版）公表以降、正会員へガイドライン準拠に向けて促進活動を行ってまいりました。3つの評価基準についての正会員の対応状況は、以下のとおりです。

リユースモバイル ガイドライン	安心安全評価	機能評価	外装評価※
対応済	93.3%	93.3%	66.7%
対応中/対応予定	6.7%	6.7%	33.3%

※外装評価の統一表示対応については、対応済10社、対応予定4社、未対応1社の状況

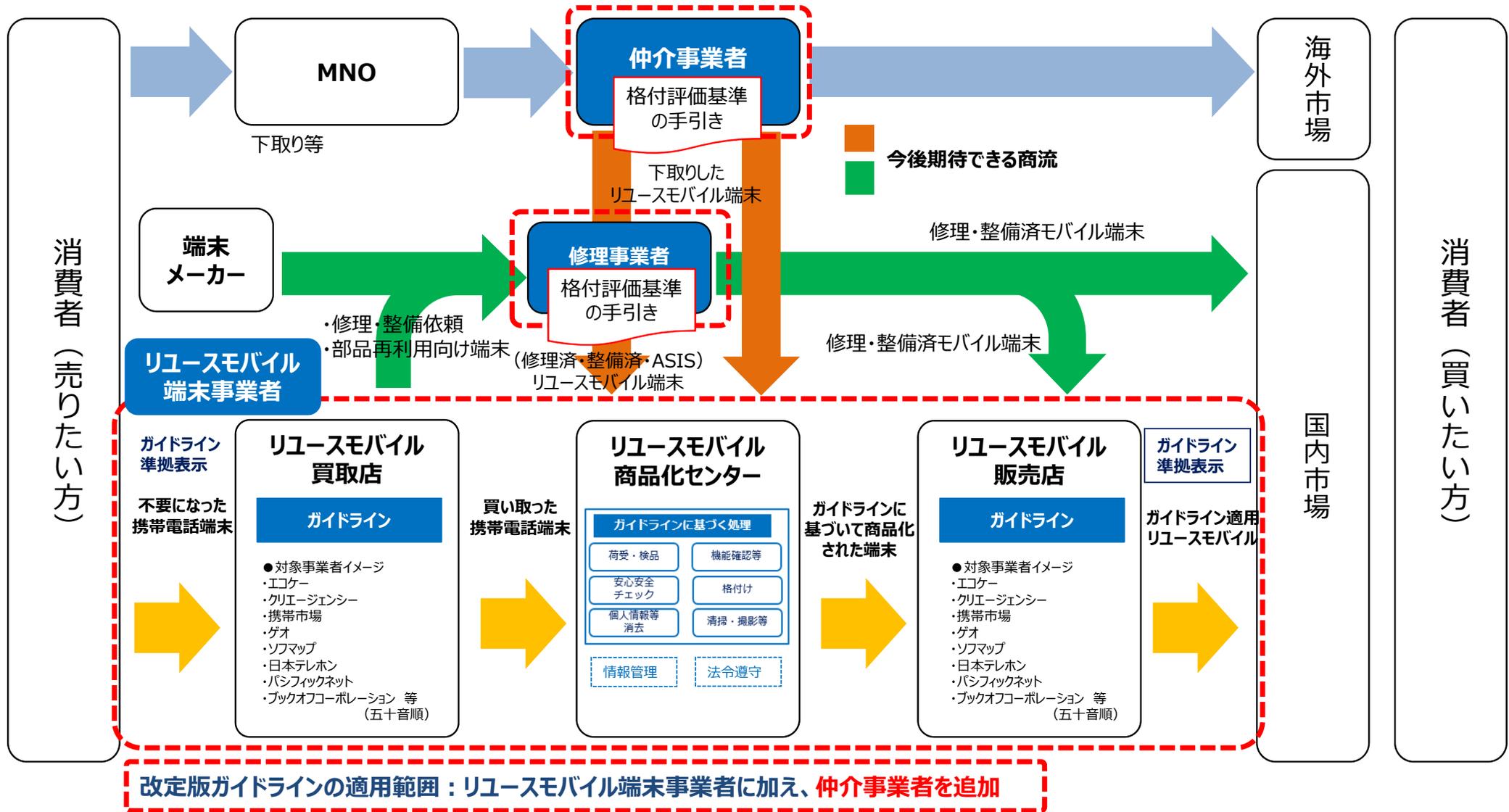
参考 3つの評価基準

安心安全評価
安心安全評価は、使用済みのモバイル端末が再び利用者に使用されることが可能かどうかを確認するものであり、買取時に確認する項目と、検査時に確認する項目がある。確認の結果は、OKかNGかで評価する。

機能評価
機能評価は、端末がどの程度正常に作動するかについて各機能の状態を確認するものであり、検査時に行うものである。確認の結果は、OKまたはNGで評価する。NGとなった項目がある端末についてはリユースモバイル端末として利用者向けに流通させることはできるが、その際はNG事項について明示することが求められる。

外装評価
外装評価は、面区分のすべてにおいて、キズや破損がないか確認するものであり、検査時に行うものである。確認の結果は、S・A・B・C・Jの5段階で評価する。Jランクはジャンク品を意味し、部品取り用や再資源化とすることが望ましいが、利用者情報を消去した上で、ASISとして流通させることも妨げない。

ガイドラインの適用追加範囲と今後期待できる商流



リユースモバイル事業者認証制度概要

認証制度の概要

リユースモバイル事業者認証制度は、リユースモバイル端末事業者が「リユースモバイルガイドライン」に沿って、リユースモバイルビジネスおよび店舗等での業務を運営していることを「リユースモバイル・ジャパン」（以下、RMJ）が認証する制度です。



「リユースモバイルガイドライン」は、2018年4月27日に総務省より公表された「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書の提言を受けて、リユースモバイル・ジャパン（RMJ）および一般社団法人携帯端末登録修理協議会（MRR）内の理事企業を中心に立ち上げた「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」が制定した、リユースモバイル端末の取扱いに係るガイドラインです。

RMJは、リユースモバイル端末を消費者に安心安全に購入・売却いただくことを目的に、リユースモバイルガイドラインに沿って業務を行うことを審査する「リユースモバイル事業者認証制度」を策定いたしました。審査機関として、外部有識者を中心にリユースモバイル事業者認証委員会（以下、認証委員会）を設置し、公正・中立の立場から審査・承認を行う体制を構築しました。

認証制度を活用して、リユースモバイル市場におけるリユース、モバイル事業者の安全で安心なサービスや提供するリユースモバイル端末の品質の高さを示すことで、利用者のサービス利用の不安を解消し、リユースモバイル市場の健全な発展が期待できます。

認証制度の目的

リユースモバイル端末事業者の事業・業務について、「リユースモバイルガイドライン※の遵守」「経営状況の健全性」「適切なガバナンスの確立」を審査機関が確認し、リユースモバイル事業者認証を取得した事業者であることをわかりやすく表示することにより、消費者に、リユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的としています。



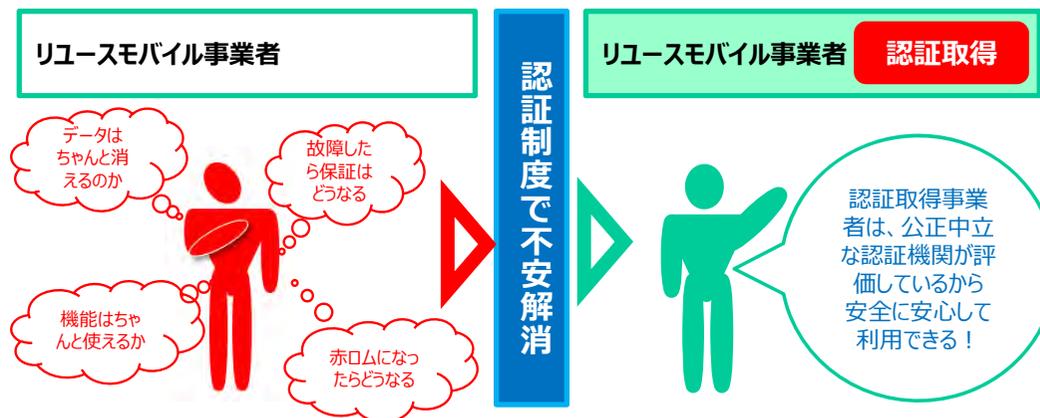
※初版：2019年3月8日公表・発効、第二版：2019年11月28日公表、2019年12月1日発効

認証の事業者メリット

審査委員である外部有識者による高い知見と、公正中立で客観的な審査結果に基づき認証を取得したことは、リユースモバイル事業者のプロモーション活動などの中で一般消費者、提携先企業、潜在的パートナー企業等に対して、より客観性・信頼性をもって以下の情報を対外的に発信し、訴求することができます。

認証の一般消費者等のメリット

リユースモバイルガイドライン準拠の事業者が容易に識別できるため、認証取得事業者にて売買取いただくことで、より安心安全にリユースモバイルを購入・売却いただけるようになります。



リユースモバイル事業者認証制度を活用して、リユースモバイル市場におけるリユースモバイル事業者の安全で安心なサービスや提供するリユースモバイル端末の品質の高さを示すことで、利用者のサービス利用の不安を解消し、リユースモバイル市場の健全な発展が期待できます。

リユースモバイル事業者認証制度構成

認証制度構成

リユースモバイル事業者認証制度は、「リユースモバイル事業者認証」と、リユースモバイルガイドラインのバッテリーのみに特化した認証「リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）」の2つにより構成されます。

リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）とは、一般消費者が不安視するバッテリーの状態を検査し、検査結果を表示して販売する取り組みを事業者に促進することを目的とした**追加認証制度で、リユースモバイル事業者認証を取得した事業者のみが取得可能。**

審査対象とする認証種別

リユースモバイルガイドライン内区分	内容	審査対象とする認証種別	補足
	必須事項 要求事項	リユースモバイル事業者認証	小売商品は原則としてクリーニング必須 セール品/業販等は認証評価影響なし 取扱いがない場合は該当無しとして認証評価影響なし。取扱いがある場合は必須
推奨事項	クリーニングを実施している		
	リファビッシュ品の取り扱いを確認し、消費者に注意喚起しているかを確認している		
	バッテリーの状態確認をしている	リユースモバイル事業者認証 (バッテリー関連)	
	バッテリーの評価基準について開示している		

※その他推奨事項は審査対象から外しています

リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）について

【認証審査基準】

- ・バッテリーの検査体制ができているか、実際にバッテリーの検品をしているか ⇒現時点では、検品台数制限は設けませんが、四半期ごとに検品台数を報告する義務あり
- ・バッテリー確認したものは、評価基準とともに結果を表示しているか

【今後の計画】

- ・認証開始から2021年3月までの対象数を定期報告し、RMJ理事会・認証委員会等で適正な認証に基準設定を協議し、検査ツールの調査分析等も推進し、2021年9月から適正な認証（バッテリー関連）基準の設定を目指す。
- ・リユースモバイル事業者として当該検査の有効性や消費者ニーズの反応を収集し、自主基準としての適性な評価方法・評価基準の構築を目指すとともに、関係する業界・事業者に向けて、情報提供や啓蒙活動を行いバッテリー検査に関する基準や検査ツールの開発促進を働きかけていく。

リユースモバイル事業者認証スキームの特徴

特徴① 実地確認を行うこと

2つのリユースモバイル事業者認証

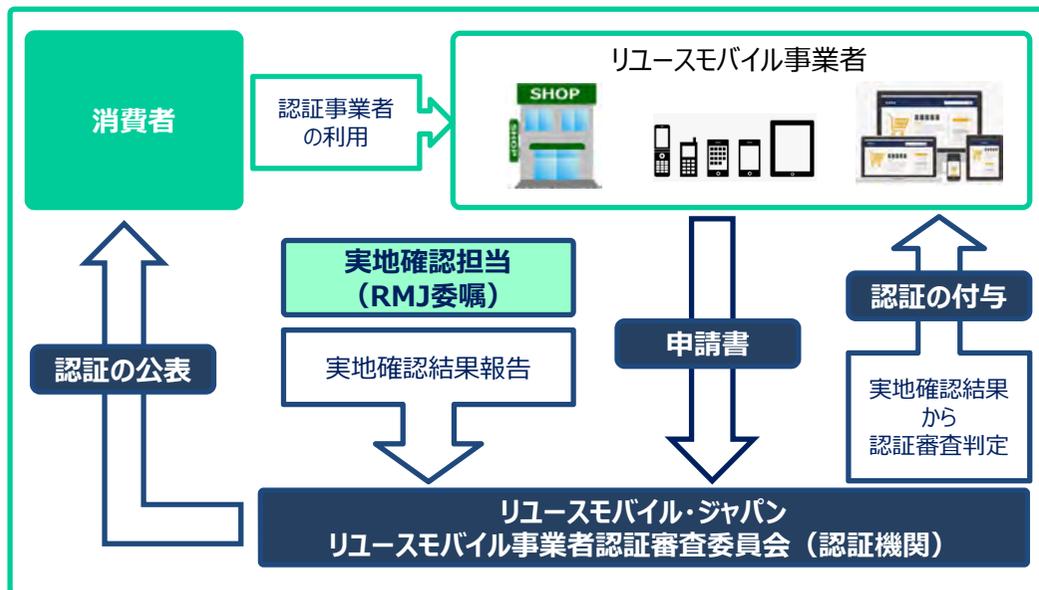
- ・リユースモバイル事業者認証
- ・リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）

において、RMJ会長が指名した実地確認会社が、実際に一般消費者との間でリユースモバイルの買取商品化販売している拠点に行き、リユースモバイルガイドライン準拠状況の実地確認を行います。

実地確認対象は最大3拠点

- ・商品化センター（もしくは本社）
- ・直営店
- ・FC店

※直営店FC店はある場合のみ対象



＜実地確認会社＞

Asurion Technology Japan株式会社

三菱電機株式会社

モバイルケアテクノロジーズ株式会社 ※3社のうち1社が担当する

委嘱先認定基準：

- ・モバイル端末の製造・修理等をメーカーまたは通信事業者と直接契約にて業務受託または準ずる品質基準で業務を行っており、ISOマネジメントシステム認証制度資格（ISO 9001・ISO 14001）を取得している企業
- ・ISO内部監査員等の有資格者を保持し、同資格者による実地検査対応が可能なこと
- ・上記に加え、経営状態及びガバナンスにおいて健全かつ適正な企業

特徴② 2年ごとの更新制

認証制度の実効性担保をするために、2年ごとの更新とし、都度実地確認を行います。

※リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）の事業者認証取得後の追加申請時の更新は、事業者認証の更新と同じタイミングになります。

2年以内に運営会社変更や実地確認を行った拠点の移転等あった場合には、別途実地審査を行い、審査基準を満たしていないことや認証規程に違反していることなどが発覚した場合には、是正指導、警告、取消ができる罰則規定も設けています。

特徴③ 公正中立な第三者性を確保した審査委員会

実地確認や申請書類を通して、申請企業の審査を行う認証機関として、外部有識者を中心にリユースモバイル事業者認証委員会を設置し、公正・中立の立場から審査・承認を行う体制を構築しました。

委員会では、2つの認証の新規・更新・変更の審査だけでなく、認証ロゴマークの使用許諾や取消審査、罰則規定に基づく是正指導、警告、取消の審査も行って頂きます。

リユースモバイル事業者認証審査委員会

公正中立な第三者性を確保した認証制度

リユースモバイル事業者認証審査委員会（認証機関）

審査委員会…委員5名+オブザーバーで構成

委員：外部有識者を中心に構成

- ・外部有識者は、RMJ会長が委嘱する
- ・委員長は、外部有識者の中から、RMJ会長が指名する
- ※事務局はRMJ理事で、議決権なしで会議に参加
- ※任期は選任後2年以内に終了するRMJの事業年度の時までとし、再任可能

リユースモバイル事業者認証審査委員会メンバー

所属	氏名
明治大学名誉教授	新美 育文 様
株式会社野村総合研究所	北 俊一 様
全国消費生活相談員協会	西村 真由美 様
情報通信消費者ネットワーク	長田 三紀 様
リユースモバイル・ジャパン	栗津 浜一 様

委員会開催
 ・原則月一回、委員全員出席と書面決議を隔月で行う
 ・決議は、委員の過半数をもって行う
 （※欠席の場合は書面での参加可能）

オブザーバー：総務省

審査委員会の権能

- ①事業者認証申請の初回、更新審査
- ②事業者認証の変更の審査

事業者認証の審査基準

- ガイドライン遵守：リユースモバイルガイドラインに準拠状況を実地確認報告書にて確認する
 - 経営状況：決算書とリユースモバイル売上から経営実態を確認し、反社チェックも行う
 - ガバナンス：申請書類様式3からガバナンス体制図を確認する
- ※審査員による実地審査報告を受けて、上記3点を満たせば合格、満たさない場合は不合格とし、申請事業者に対して是正指導

- ③事業者認証（バッテリー関連）申請の初回、更新審査
- ④事業者認証（バッテリー関連）の変更の審査

事業者認証（バッテリー関連）の審査基準

- 事業者認証を取得したうえで、
- ガイドライン遵守：リユースモバイルガイドライン内の3.3(3)「バッテリー状態の確認」、3.4(4)オペレーションガイド「バッテリー評価基準開示」の準拠状況を実地確認報告書にて確認する

- ⑤認証ロゴマーク等の使用停止および使用の許諾の取消しの審査
- ⑥是正の求め、警告および公表、認証の取消しおよび公表の審査

罰則規定に基づいて判断する

リユースモバイル事業者認証詳細

認証基準の概要

● 認証の対象組織：

リユースモバイル端末の売買を行っている法人であり、かつ以下に該当する事業者となります。

- ・経営状況の健全性が確認できる
- ・適切なガバナンスが確立されている

● 認証範囲：

企業組織（※FC店舗も含む）

申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。

事業

リユースモバイル端末の事業（小売り・法人向けも含む）

● 認証基準：

□ ガイドライン遵守

「リユースモバイルガイドライン」に定める必須事項、要求事項及び認証委員会が指定する一部推奨事項を準拠しているか

□ 経営状況

リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等が確認できるか

□ ガバナンス

社内における統制環境を整備し、適切な管理体制が整っているか

● 認証の有効期間：

2年間

更新審査は認証の有効期限毎に実施（2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する）

● 認証の公表：

リユースモバイル・ジャパン（RMJ）のHPで公表します。

認証書交付・認証ロゴマーク使用許諾

リユースモバイル事業者認証審査に合格すると「認証書」「認証ロゴマーク」を交付し、認証ロゴマークの使用が許諾されます。

認証書



認証ロゴマーク



認証番号について

発行年 ⇒ 発行月 ⇒ 通し番号 ⇒ 認証回数

2019年10月新規取得の場合

認証番号：191001(1)

有効期限について

認証登録の有効期限は、認証契約締結月から2年となります。

リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）詳細

認証（バッテリー関連）基準の概要

● **認証の対象組織：**
リユースモバイル事業者認証制度を取得した事業者のみで、認証（バッテリー関連）制度取得は任意

● **認証範囲：**
企業組織（※FC店舗も含む）
申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。
また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。
なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。

事業
リユースモバイル端末の事業（小売り・法人向けも含む）

● **審査基準の概要**
ガイドライン遵守「リユースモバイルガイドライン」内の
 3.3(3)「バッテリー状態の確認」に準拠しているか
 3.4(4)オペレーションガイド「バッテリー評価基準開示」に準拠しているか

● **認証の有効期間：**
認証の有効期限は登録後2年間（2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する）
更新タイミングは事業者認証制度と合わせる

● **認証の公表：**
リユースモバイル・ジャパン（RMJ）のHPで公表します。

● **申請タイミング：**下記のどちらか
 事業者認証申請と同時に ※認証（バッテリー関連）申請申込がなくても事業者認証審査と同時に
 事業者認証取得後、事業者認証有効期限が切れるまで

認証（バッテリー関連）ロゴマーク使用許諾

認証（バッテリー関連）は、リユースモバイル事業者認証を取得した事業者が追加取得できる認証です。

認証（バッテリー関連）書



認証（バッテリー関連）ロゴマーク



認証番号について
リユースモバイル事業者認証と同じ

有効期限について
認証登録の有効期限は、認証契約締結月から2年となります。

認証（バッテリー関連）ロゴマーク使用イメージ

WEBページイメージ



プライスカードイメージ

機種名	iPhone 7 32GB Gold	型番	A1779
IMEI	*****		
販売事業者名	*****	メーカー名	Apple
NW 利用制限	○	格付評価	A
付属品	なし（本体のみ）	SIM ロック	解除済（SIM フリー）
バッテリーの状態	最大容量 88% (YYYYMMDD 時点) ピークパフォーマンス性能 標準対応 (YYYYMMDD 時点) ※端末が備える機能で確認した結果を表示しています		
メーカー保証	—	当社保証	30 日
備考	付属品一部・箱あり		

(5) モバイル市場の課題

検討・協議の場をいただきたいこと	対象	ポイント・理由
<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 メーカー 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心なリユースモバイル端末取引市場の発展に向けて「使用中に突然端末が使用できなくなる事例が存在する」 ⇒善意の第三者が負うリスクの解消
<ul style="list-style-type: none"> 海外輸出中心型から国内流通量増加検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 仲介事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者（仲介事業者）による国内流通取引窓口の設置 「公正な取引参加条件の開示」 ⇒国内流通促進へ
<ul style="list-style-type: none"> リユースモバイル事業者向けの連携窓口の設置/大口対応 SIMロック解除の確認方法の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク利用制限確認/SIMロック解除等の大口対応窓口の設置 インターネット等で簡易的に調べられる方法の提供 「確認方法や解除方法が1台づつしか対応していない」 ⇒取引の円滑化、不正の水際防止
<ul style="list-style-type: none"> 端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化 付帯情報の一括消去対応（フェリカデータ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 メーカー 代理店 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアショップ店頭でのデータ消去対応 メーカーによる製造者責任としての安全性の高いデータ消去機能実装に向けた基準や対応ルール構築 端末が備えるデータ消去機能だけで消去できないデータへの対応 「今後もデータ連携拡張が予測されるスマートフォンの安全性の担保」 ⇒安心安全な機能を備えることによる取引活性化
<ul style="list-style-type: none"> リファビッシュ品の定義や国内流通促進に向けた協議 純正修理部品の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 メーカー 	<ul style="list-style-type: none"> 登録修理業者等がリファビッシュ端末をリユースモバイル事業者へ転売すること等の検討を開始しているが、端末の国内流通量が少ないことがネック。 MNOとの間で、中古端末の国内流通に向けた協議を加速することに期待する声が高まっている。 登録修理業者等が端末の製造業社から純正修理部品を調達する手段の確立も課題。
<ul style="list-style-type: none"> C2C取引時における端末の評価基準や安心安全評価および機能評価に関する基準の明確化 プラットフォーム向けガイドラインの整備 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームへガイドラインや事業者認証制度の説明を行い、積極的な働きかけと協議の場を設けていく必要性が高まっている。 「C2C市場の拡大とともにトラブルも増加傾向あり」 ⇒端末評価方法や取扱いにおいて注意すべき点等を共通化することで消費者保護に向けた取り組みが強化促進される。